

京都府公報

号外 第33号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

公 営 企 業	ページ
○京都府公営企業会計規程及び京都府流域下水道事業会計規程の一部を改正する規程	1

公 営 企 業

京都府公営企業会計規程及び京都府流域下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府公営企業管理規程第5号

京都府公営企業会計規程及び京都府流域下水道事業会計規程の一部を改正する規程

(京都府公営企業会計規程の一部改正)

第1条 京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第30条の2第1項中「証紙、口座振替又は証券による収納の場合のほか、現金を直接収納するとき」を「現金を直接収納する場合又は口座振替若しくは証券による収納をする場合」に改める。

第113条中「の規定により準用する」を「において読み替えて準用する」に、「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改め、「権限を有する職員又はその」を削り、「者」を「もの」に改める。

別記第2-1号様式から別記第3-3号様式までの様式中

金額	を	金額	〔課税 %対象 うち消費税額〕
----	---	----	--------------------

に、「京都府公営企業」を「京都府公営企業」登録番号に改める。

別記第4-1号様式から別記第4-4号様式までの様式中「○」を削り、

※ 合計額	百万	千	円	を	※ 合計額	百万	千	円	に、	〔課税 %対象 うち消費税額〕
----------	----	---	---	---	----------	----	---	---	----	--------------------

「京都府」を「京都府」登録番号に改める。

別記第5—1号様式から別記第5—3号様式までの様式中「○」を削り、

金額	百万	千	円	を	金額	課税 %対象 うち消費税額	に、
----	----	---	---	---	----	------------------	----

「京都府」を「京都府 登録番号」に改める。

別記第8—1号様式から別記第8—3号様式までの様式中

金額	を	金額	課税 %対象 うち消費税額
----	---	----	------------------

に、「京都府公営企業」を「京都府公営企業 登録番号」に改める。

(京都府流域下水道事業会計規程の一部改正)

第2条 京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「証紙、口座振替又は証券による収納の場合のほか、現金を直接収納するとき」を「現金を直接収納する場合又は口座振替若しくは証券による収納をする場合」に改める。

第114条中「の規定により準用する」を「において読み替えて準用する」に、「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改め、「権限を有する職員又はその」を削り、「者」を「もの」に改める。

別記第2—1号様式から別記第3—3号様式までの様式中

金額	を	金額	課税 %対象 うち消費税額
----	---	----	------------------

に、「京都府公営企業」を「京都府公営企業 登録番号」に改める。

別記第3—1号様式から別記第3—3号様式までの様式中

金額	を	金額	課税 %対象 うち消費税額
----	---	----	------------------

に、「京都府公営企業」を「京都府公営企業 登録番号」に改める。

別記第4—1号様式から別記第4—4号様式までの様式中「○」を削り、

※ 合計額	百万	千	円	を	※ 合計額	課税 %対象 うち消費税額	に改め、
----------	----	---	---	---	----------	------------------	------

「京都府」を「京都府 登録番号」に改める。

別記第5—1号様式から別記第5—3号様式までの様式中「○」を削り、

金 額	百万	千	円

 を

金 額	〔課税 %対象 うち消費税額〕
-----	--------------------

 に、

「京都府」を「京都府
登録番号」に改める。

別記第8—1号様式から別記第8—3号様式までの様式中

金 額	
-----	--

 を

金 額	〔課税 %対象 うち消費税額〕
-----	--------------------

に、「京都府公営企業」を「京都府公営企業
登録番号」に改める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第1条中京都府公営企業会計規程第113条の改正規定及び第2条中京都府流域下水道事業会計規程第114条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。